個別支援会議から抽出した地域課題について

	刑格口	事業所名	田当相談目	レース概要と課題	上述の上述を	中は 開・ 位議すべき 内窓
-	П 6	FLAT	展記			□警察や司法との連携やネットワークの構築ができていない
7	7月17日	アイリス	報 (((((((((((((((((((8歳・双子の女性 自閉症・療育手帳A判定・身体(体幹)3級 外国籍 母親と本人たちの3人暮らしだが、10月に母親が出産を予定しているが、お腹の子の 父親に不明である。出産に当たり、双子の子供たちをどこか預かってもらう場所を探して いるが、児童のショートスークの受け入れが難しいとのど事で相談が関か回っている。児 童相談所やココエールにも相談はしているが、対応して頂ける様子が無いようである。 課題:レスパイト先の不足で利用先の調整が難しい。児童分野の機関との連携の難しさ を感じている。	□内容的には児童相談所が短期間の措置をするよう にしてもらわないといけないのでは →このようなケースを相談員が相談できる体制を作っ ていく →事例集のようなものを作成 →子育ての機関との連携強化	□子どもの機関の役割を明確にしたり、 連携体制を構築していく必要がある
ю	7月17日	ビリーブ	II Z	40代女性・身体(体幹)1級(電動車いす使用) 母親と本人の2人暮らしだが、母親が腰痛で小鍵が難しい状況。ヘルパーが朝・タ方・ 現寝で入ってくれているが、現在利用している事業所が職員の体調を理由にこれり上 の支援が難しいとの申しが出ている。本人としては、このまま自宅で暮らしていきたい という希望が出ているが、住所も石巻萩平町と市街地から離れていることや、体重もあ る方なので2人介助が必要なことから、次に受けて頂けるヘルパー事業所が見つからな い状況である。 課題:ヘルパー不足が深刻化しており、調整が難しくなってきている。	□事業所連絡会で受けてもらえる事業所を探す⇒ヘルパー確保に向けてどうすれば良いか?□地域のお助け隊のような活動(有償ボランティア)⇒南部や北部など、地域として課題解決に向けた取り組みが行えるのでは?	ロヘルパー不足により新規が受けても らえない、入れなくなった事業所の引継 ぎ先が見つからない課題が出てきてい る
4	8月21日	東部社協		60代男性・身体1級(球脊髄性筋萎縮症) 妻との二人暮らし。本人はぼほ寝たきりで人工呼吸器(夜間)、吸引、胃ろうの医療的ケ アが必要、現在は、重度訪問看護や訪問入浴、訪問による医療支援を受けながら在宅 で生活しているが、妻の介護負担が大きく、ヘルパーの導入についても入ってもろない 日にちが出てきている。サービスの調整も難となってきており、今後の生活への不安 がある。 課題:ヘルパー不足により、サービスの調整が難しくなってきている。	□豊橋市内で医療的ケアが行える重度訪問小護の事業所があると良い 「医療的ケアがあっても利用できる日中活動や短期 入所の利用 ⇒利用できる事業所が少ないため、事業所を増やしていくことが課題である こ終末期に向けて、本人やご家族がどのように生活していきたいのか意向を確認する必要がある ていきたいのか意向を確認する必要がある ⇒ACPなど意思決定の支援を拡げていく必要がある	□医療的ケアが実施できるヘルパー事業所、短期入所事業所、日中活動事業所、日中活動事業所がイモレいる。□重度の方に対する意思決定支援の取り組みが不足している。
ro.	8月21日	あかね	禁 口 二	7歳男性・療育C、ADHD 大清水小学校の支援級に通っているが、母親も精神疾患があり、本人が自宅にいると 中学生の兄とケンカになってしまい、精神的にも辛くなってしまう状況である。そのため、 体課後等デイサービスを利用したいのだが、地域的にも利用できる事業所が少なべ、ま た母親の精神疾患の波もあり、利用に向けて動くこともままわらない状況。そのうえ、父 親が元やくざという経歴もあり、受けて頂ける事業所が見つからない状況である。 課題、南部地域の社会資源が乏しく、サービスの調整が困難である。 課題、南部地域の社会資源が乏しく、サービスの調整が困難である。	□母親が契約に行くのが難しいようであれば、事業所にお願いして自宅で契約や本人の様子を見てもらうようにしてはどうか。 うにしてはどうか。 ・ 南部地域の事業所は田原の方も利用されているので、地域的に事業所を増やせるための取り組みをして、いく必要があるしい、必要があるしい。 をだに出かけてもらう。また、併せて自宅での環境調査なども検討してもらう。また、併せて自宅での環境調整な利用してもらう。が、有いて自宅での環境調益なども検討してもらう。	□総量規制をしているが、地域格差があるため、そこも考慮した規制や解除が必要ではないか。 一強度ではないか。 一強度では対応できるヘル パー等業所を増やしていく必要があるのではないか?

ログループホームや日中対応力を向上させていくが対応力を向上させていくが	-2 # I	 (近日) はいまたの方が利用できる(ハード面と障害性性の理解)グループホームの充実口地域での在宅生活が送れるための住る。 居やヘルパーなどのサービスの充実が必要 かき 	がた 「ロ受け入れのできる事業所を増やして どうか いく必要がある る部 「団旗行動障害のある方を受け入れる をしっ ための連携方法など、支援の質の向上 が必要	支援 口触法の方を支援するネットワークの構築が必要である 口お金がない人でも緊急で利用できる にく 場の確保が必要	マネ 口介護保険への移行時について、ケアマネと相談支援専門員が共通の認識でいて、連携できるように体制を整えて行く必要がある。これで、「時害福祉サービスと介護保険でサービス利用の考え方に違いがあるため、 と利用の意思決定支援に対する取り組みも必要
□在宅ワークで利用できるB型事業所をあたってみて はどうか? ⇒本人ができそうな在宅ワークを行っている事業所が あるのか。 もすぐに成果が分かり、就労意欲につながるのではな いか? ⇒日払いで払ってくれる事業所を探していく必要があ る?	口救護施設(生活保護)の受け入れをお願いしてはどうか? うか? こ診断が出ていないとのことなので、重層の参加支援 でB型の利用を考えたらどうか? 予関係機関での連携が必要と考えられる。ネットワー ク作りが必要ではないか?	□まずは他のグループも短期入所を利用して体験してみる。 ログループホームと自宅での2重生活を解消 ログループホームと自宅での2重生活を解消 →生活の場を1カ所にすることで課題を明確にする。 ⇒この先の生活の見通しをつける。 □障害者の利用できる公営住宅でサービスを組み合わせる。	口毎日の利用となると事業所の負担が大きくなるため、1日ずつ違う事業所を利用させてもらってはどうか口学校がどのように対応しているのか、課題となる部分だけではなく、こうすれば対応できるということをしっかりと事業所に伝えていく	□司法機関など(警察、刑務所、更生保護、定着支援センター)と連携して対応が必要 サンター)と連携して対応が必要 →福祉だけで抱え込まないように □市営住宅などの活用ができるように働きかけていく	□要介護になる段階で、障害に理解のあるケアマネ 「にお願いしていべ」「応達のサービスについての計画の書き方について りまかり 同を行って、引き続き2人体制で見ていく 「ラ本人の意思決定支援に配慮するため 「ラホノの意思が定支援に配慮するため」「ラホリのものはなることで、ケアマネの負担感を軽 和 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」 「
20代男性・療育C、精神2級(ADHD) 3歳から岩崎学園に入所。18歳で退所するときに合わせてさざなみが計画相談を担当 することになる。本人は働きたいとの希望は出るが、ADHの特性もありおしゃくりが止 まらない、自分の思い通りにならないと飛び出して行ってしまったり、物にあたるなどの まらない、自分の思い通りにならないと飛び出して行ってしまったり、物にあたるなどの 粗暴行為が見られる。そのため、入居している日中支援型グループホームもかなり苦労 しており、日中活動先についても、生活介護を利用していたが、事業所から断りの連絡 もあり、現在はどこにも行けていない状況である。 課題: 窃盗や粗暴行為がある方のグループホームや日中活動の事業所調整が難しい。 課題: 窃盗や粗暴行為がある方のグループホームや日中活動の事業所調整が難しい。		50代女性・身体1級(脳性まひ) 両親と弟家族と一緒に同居をしていたが、平成31年にグルーブホームに入居。しかし、 排泄が助がこ人介助が必要などマンパワーが必要で、そのためグルーブホームは週4 目しか利用することができず、適ごし残りの3日は自宅で過ごしている。そんな中、母親 いる日はヘルパーを利用できるように認めてもらい対応している。とかし、両親も高齢 ている日はヘルパーを利用できるように認めてもらい対応している。しかし、両親も高齢 でこの先どこまで見れるのか不安な状況で、現在のグルーブホームもずっと利用してい くのは難しいとの話が出ているが、他のグルーブホームで本人に対応できそうな事業所 が思い浮かばないため、この先の生活に不安を抱えている。		20代男性・療育B 窃盗により拘留されていたが、出所にあたり一時的な生活の場として更生保護施設や 自立準備ホームをあたったが受け入れてもらえず、行き先がなかなか見つからなかっ た。グループホームもすぐには入居できず、ショートスイを何日か体験させてもらい、 その後グループホームは「おまった」はできたが、ホームのルールを守ることができな かったり、本人からホームから出たいとの話が出てきている。金銭管理に課題があり、 減したお金をすぐに使ってしまうため、また窃盗などをしてしまう可能性が高いと思われ る。 課題:出所後の一時的な生活の場が見つからない。触法障害の方への支援の難しさが ある。	65才男性・身体2級 脳性麻痺による片麻痺と関節リュウマチがあり、もともとは母親と二人暮らしをしていた。 が、母親が高齢でん所することになり一人暮らしになった。本人が65才になるのを見据 えて、ケアマネとも連携してきて、現在は障害宿祉サービスと介護保険を併用しており、 主軸をケアマネさんにお願いをしていきたいのだが、ケアマネからは障害特性も強いの で、相談支援専門員が中心で見て行ってもらった方が良いのではと、なかなか引き受け で行ってもらえない状況である。 誤題:介護保険への移行時に、考え方がそれぞれで違うためスムーズに移行していくこ とができない。
納蘇	鈴木陽	包	中林 (鈴木陽)	阿部	田畑
さざなみ	ほっとびあ	たまも荘	ビリーブ	木もれ陽	ያ <u>ቸ</u> ቱ
9月12日	9月12日	10月17日	11月20日	12月18日	1月15日
ဖ	7	∞	б	10	=

医療的ケア児等支援マネージャー配置による医療的ケア児者やその家族の支援

【医療的ケア児等支援マネージャーの目的】

医療的ケア児等の情報の一元化をし、医療的ケア児等コーディネーターや関係機関(医療・保健・福祉・教育等)と協力し、医療的ケア児等が支援を途切れず受け、 医療的ケア児等の課題解決に向け、研修実施等の体制整備を行う。 安心して社会生活を営むことができるよう把握・調整する。また、

① 医療的ケア児者とその家族への支援

- カンファレンスへ参加、その後訪問等により医療 ○医療的ケア児等の退院前に医療的ケア児等コ ーディネーターへ引継ぎ、必要に応じて退院前 的ケア児者の状況確認する
- ② 医療的ケア児等コーディネーターとの連携
- ○医療的ケア児等コーディネーター会の開催

(年2回以上)

○支援が途切れやすい就学前、卒業等のタイミン グでコーディネーターと連携し、引き継いだ後も フォローアップ

医療的ケア児等の情報の一元化

〇病院の退院時、保育園入園時等に把握 〇個々の進捗管理

〇医療的ケアに関する検討会の開催

自立支援協議会

〇関係機関との連絡調整

(年2回)

〇行政との連絡調整

~医療的ケア児等コーディネーターへつなぐ~

医療的ケア児等支援マネージャー

特定非営利活動法人ふい一る工房:神谷順子氏 TEL:0532-73-2941



③ 医療的ケア児等コーディネーターの役割

〇必要なサービスを総合的に調整し、

サービスの紹介、関係機関へつなぐ

~医療的ケア児者とその家族の個々の支援~ 医療的ケア児等コーディネーター





孙

通所事業所

医療的ケア児者とその家族

相談事業所

行政

保育所

医療的ケアに関する研修の実施 4

手技等の研修(年2回)

医療機関

4

訪問看護

虐待防止相談員の役割について

【虐待防止相談員の目的】

「とよはし障害者虐待防止センター虐待防止対策支援事業委託業務」として、障害者虐待の防止や早期発見、関係機関との連携をはじめとした、専門的な知識を用いた被虐待者の相談支援等を迅速に行う

【対応の流れ】

発見者、本人、施設従事者、警察等からの通報・届出・相談



電話や窓口で通報内容の聞き取り

- ① 豊橋市役所障害福祉課:0532-51-2347(休日·夜間:080-1566-0646)
- ② とよはし障害者虐待防止センター: 0532-56-4111(休日・夜間:同番号)

R7.1 月~

③ 虐待防止相談員:特定非営利活動法人ふいーる工房 新井在慶氏:0532-73-2941(休日・夜間:同番号)



対応方針の協議(市・とよはし障害者虐待防止センター・虐待防止相談員)

通報内容等より、緊急性の判断・初動対応の決定



事実確認、訪問調査(市・虐待防止相談員)

- ・養護者の自宅、施設等へ障害者の状況や事実関係の確認
- ·障害者の保護(短期入所、入院、施設入所)
- ・調査結果の報告書作成



コア会議の開催(市・とよはし障害者虐待防止センター・虐待防止相談員)

・援助方針の決定、虐待認定の判断



援助方針に基づく対応(市・虐待防止相談員)

- ・障害者の支援:福祉や医療サービスの導入等
- ・養護者の支援:養護負担の軽減、相談・指導・助言等
- ・虐待通知、県の報告書作成



モニタリング・終結(市・虐待防止相談員)

地域における児童発達支援センターを中核とした障害児支援体制整備

【地域における障害のあるこどもへの支援体制の整備に係る基本的な考え方】

- 障害の有無に関わらず身近な地域で、育ち・暮らすことができる体制を整備すること。
- こどもと家族をまんなか(中心)に据えて、地域の関係者・関係機関が連携して、「切れ目なく」、「漏れなく」、必要な支援が行われる地域づくりを進める
- 個々のニーズに応じた質の高い支援を提供する体制を整備すること。加えて、こども施策全体の中で支援を進めるインクルージョン(社会的包摂)を進めること。

※こども家庭庁「地域における児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備の手引き」抜粋

市内児童発達支援センター(4か所)

地域の障害児支援における中核的役割

○豊橋市立高山学園

○豊橋〈すのき学園 ○豊橋あゆみ学園

〇岩崎学園

①専門的支援 家族支援

- ・ペアフント・トフーニングの実施
- 保育所等訪問支援の実施

④ 入口としての相談支援

来館で保護者が気軽に相談できる場の提供 ・市内6か所の子育て支援センター、こども未

児童発達支援センター

①專門的支援·家族支援

TO THE STATE OF TH

行政

<u>(m</u>

小

4人口としての相談支援

0

相談事業所

通所事業所

②スーパーバイズ・コンサ ルーション

- ・自立支援協議会の参加
- ・事業所交流会の開催

こども・家族

③インクトージョン 推進

保育所

保育所や学校等に保育所等 訪問支援を実施

習い事・地域の

当事者·家族団体

医療機関等

地域における児童発達支援センターを中核とした障害児支援体制整備

※こども家庭庁「地域における児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備の手引き」抜粋 〇児童発達支援センターの位置づけ

改正児童福祉法が令和6年4月より施行され、児童福祉法において児童発達支援センターの役割は以下のとおり位置づけられており、 法的にも地域における障 害児支援の中核としての役割を求められるものとされている。

児童福祉法 43条

児童発達支援センターは、**地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関**として、障害児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識 及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要 な援助を行うことを目的とする施設とする

○児童発達支援センター等に求められる4つの中核機能

豊橋市の児童発達支援センター等に求められる4つの中核機能と役割(R7 年度)

中核機能① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能

高度な専門性に基づく発達支援・家族支援が必要な障害のあるこどもや家族にも、必要に応じ多職種で連携しながら適切な支援を提供する。

0ペアフント・トフー ロング

O保育所等訪問支援

中核機能③ 地域のインクルージョン推進の中核機能

保育所等訪問支援やスーパーバイズ・コンサルテーションにより、地域の保育所等における障害のあるこどもの育ちの支援に協力する

〇保育所等訪問支援

中核機能② 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能

地域の障害児通所支援事業所に対して、地域の状況、地域で望まれている支援 内容の把握、事業所との相互理解・信頼関係の構築を進め、地域における事業所 の協議会の開催や組織化等を通し、地域の事業所の支援の質を高める。

〇自立支援協議会

〇事業所交流会

中核機能④ 地域の発達支援に関する入口としての相談機能

家族がこどもの発達に不安を感じる等、「気付き」の段階にあるこどもや家族に対し、丁寧に発達支援の入口としての相談に対応する

〇子育て支援センター、こども未来館での相談業務

豊橋市児童発達支援センター

地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障害のある子ども又はその可能性のある子どもへの発達支援の提供、あわせてその家族や関係機関に対し、相談、専門的な助言などの支援を行います。

■市内児童発達支援センター一覧

施設名(住所)	連絡先	日時(予約制。電 話相談可)	担当小学校校区
豊橋市立高山学園 (多米町字野中 152)	क 61-1019 FAX 64-1309	月~金 8:30~17:00	下条、牛川、旭、東田、大村、下地、津田、前芝、新川、向山、松山、八町、松葉、花田、羽根井
豊橋あゆみ学園 (高師町字北原 1-104)	ත63-5031 FAX 39-5778	月~金 9:00~17:00	岩西、飯村、つつじが丘、幸、天伯、 高師、芦原、富士見、豊南、高根、老 津、杉山
豊橋くすのき学園 (高師町字北原 1-103)	ន 61-8273 FAX 39-6005	月~金 9:00~17:00	吉田方、牟呂、汐田、福岡、栄、中野、 磯辺、大崎、植田、野依、大清水
岩崎学園 (岩崎町字利兵 71)	ន 61-2062 FAX 62-7235	月~金 8:30~17:30	鷹丘、多米、賀茂、西郷、玉川、嵩山、 石巻、豊、岩田、二川、谷川、二川南、 細谷、小沢

[※]障害福祉サービス等利用に伴う計画相談(障害児支援利用計画作成)の担当を表すものではありません。

■子育て支援センター、こども未来館子育てプラザへ訪問相談支援

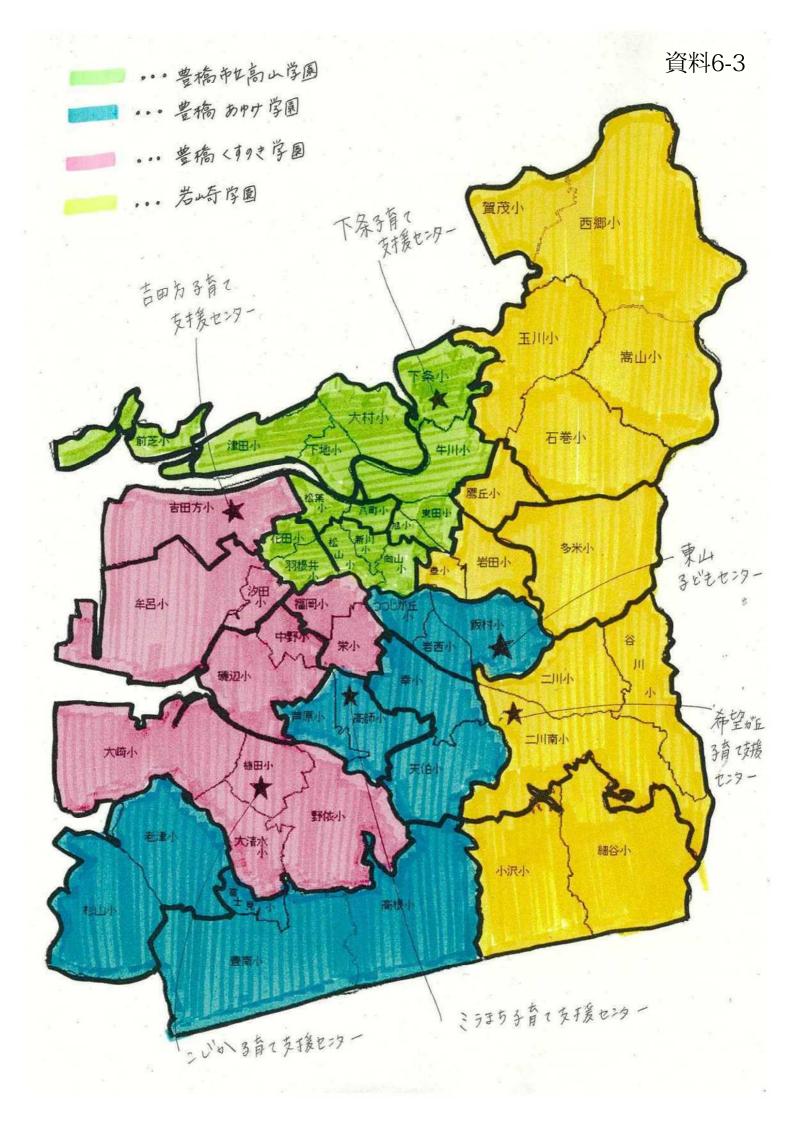
発達に関する不安や心配がある、悩みごとがあるなどご家族との会話を通して、適切な支援 機関につなげることを目的とし、子育て支援センター等へ訪問し相談支援を行います。

子育て支援センター、こども未来館子育てプラザへの訪問スケジュールについてはホームページをご確認ください。(URL:)

問い合わせ先

豊橋市障害福祉課 福祉サービスグループ

TEL:0532-51-2347 FAX:0532-56-5134



委託相談支援事業における地区割の導入について

障害のある方や家族が地域で安心して暮らすため、福祉に関する様々な相談に対応し、情報提供を行う障害者相談支援事業(委託相談支援事業)について、令和7年度より委託先の事業所ごとに担当地区を決めて実施していきます。この地区割の導入により、市民に分かりやすく相談しやすい体制及び困難ケースにおけるスムーズな連携体制の構築を目指します。

委託相談支援事業所	担当地区(中学校区)
生活支援センターさざなみ	羽田、中部、豊城、牟呂
あかね荘障害者生活支援センター	南部、南陽、本郷
相談支援センター木もれ陽	東部、豊岡、二川
発達・就労相談支援センターFLAT	東陽、東陵、石巻
たまも荘障害者生活支援センター	南稜、高師台、章南、五並、高豊
相談支援事業所アイリス	吉田方、北部、前芝、青陵

[※]障害福祉サービス等の利用に伴う計画相談支援及び障害児相談支援の担当を示すものではありません。



虐待件数の推移について(令和元年度~令和5年度)

	(#)	相談・通	報・届	出件数	(単)	うち虐待と	判断された件	た件数
	養護者	施設	使用者	+¤	養護者	施設	使用者	+
令和元年度	13	18	1	32	3	7	0	7
令和2年度	7	15	0	22	2	9	0	8
令和3年度	19	16	0	35	5	9	0	10
令和4年度	29	28	0	22	14	9	0	19
令和5年度	29	20	0	49	9	7	0	13

愛知県								
	(当)	相談・追	相談・通報・届出件数	1件数	(首)	うち虐待と	(県) うち虐待と判断された件数	れた件数
選	養護者	施設	使用者	+¤	養護者	施設	使用者	+ 0-α
令和元年度	452	153	96	701	119	23	34	176
令和2年度	475	200	77	752	147	51	22	220
令和3年度	531	291	94	916	169	22	13	237
令和4年度	559	360	112	1,031	160	71	31	262
令和5年度	655	519	98	1,272	205	116	20	341

3,094 2,935

669

(国) うち虐待と判断された件数

(国) 相談・通報・届出件数

全国

541 535 401 430

547 632

1,655 1,768 1,994 2,123 2,283

10,175 10,879 11,822 13,984 17,102

1,656

2,761 施設

> ,758 ,556 ,337

1,458 1,277 1,230

2,865 3,208 4,104 5,618

使用者

施設

養護者

使用者

3,471

926

1,194

1,512

,972

(国)相談・通報・届出件数

獭	5,	9	7,	∞	6	命	
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	2,000 2,000 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	
						WILLE	
+ 1910	176	220	237	262	341	1,400 1,200 1,000 600 600 600 600 600 600 600 600 600	
使用者	34	22	13	31	20	1,272 令和 5 年度	
施設	23	51	22	71	116	H./	=
養護者	119	147	169	160	205	国出件数 令和 4 年度 由	π 2
+ 10×12	701	752	916	1,031	1,272	(県)相談・通報・届出件数 752 916 1,03 02 年度 令和3 年度 令和4 年度 管理者 施設 信用者	Ц
使用者	96	77	94	112	86	和談 ·	
施設	153	200	291	360	519	(県)相音 (県)相音 (場)	X X
養護者	452	475	531	559	929	701	
	Ήм	Ήм	Jho/	ЖΝ	Ήм	₩	

900

9 20 40

(市)相談・通報・届出件数

49

500 400 300 200 100

遴判張內

30

22

32

35 30 25 20 10

遴判張內

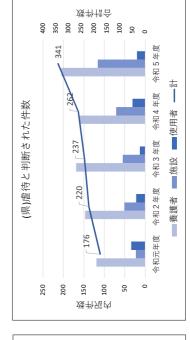
20 10

令和元年度 令和2年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度

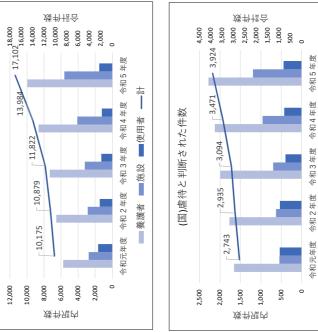
†

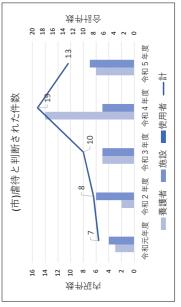
■使用者

養護者 ■施設



■養護者 ■ 施設 ■ 使用者 ──計





令和6年度 虐待防止に係る事業所訪問実施報告書

1. 実施概要

市、とよはし総合相談支援センター又は委託相談支援事業所が各事業所を訪問・見学し、虐待に係る相談を聞き、助言を行うものです。障害者虐待防止について、事業所が、市・基幹相談支援センター・委託相談支援事業所と共に考え、より良い支援を実現しようとする機会を設けることで、関係機関との良好な関係性を築き、事業所の風通しの良い風土づくりに寄与し、障害者の虐待を防止することを目的として令和3年度より行っています。

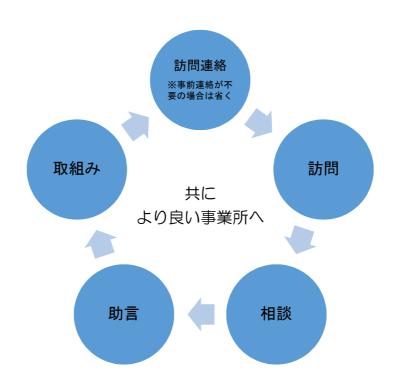


図1. 障害者虐待防止のための事業所訪問のイメージ

2. 対象事業所

3年で1回訪問できるよう計画し、令和3年度は日中活動系サービスを中心に、令和4年度は訪問系・障害児通所系サービス、令和5年度は入所系サービスの事業所を訪問しました。令和6年度は3年の間で新規指定を受けた事業所及び過去の訪問時に虐待防止委員会が未設置であり、設置時期も未定と回答した事業所、計66か所の訪問を実施し、12月で本事業を完了しました。

3. 実施方法

1事業所に対して、委託相談支援事業所職員1名と市職員又は基幹相談支援センター職員1名の計2名で実施し、事業所の職員からの障害者虐待防止に係る質問や悩みごと等を聴き、必要な助言を行いました。

表1. 令和6年度の取り組み

概要	日時	内容
	5/21 (火)	・対象事業所に日程調整の依頼送付
日程調整	5/29(水)	・事業所からの希望調査〆切
整	6/17 (月)	・関係機関と個別調整して日程及び事業所毎の担当者を決定
	6/24 (月)	・事業所へ日程通知、未回答事業所に日程調整の依頼送付
事業実施	7/1 (月)	・訪問開始
実施・	7/3 (水)	・未回答事業所からの希望調査〆切
調整	7/29(月)	・事業所へ日程通知
	12/16 (月)	・事業完了
事業実施	1/15 (水)	・第8回運営会議にて事業完了の報告
年間報告	2/20 (木)	・第2回権利擁護ネットワーク協議会にて年間報告

I. 調査結果

1. 事前連絡なしの見学

表2. 事前連絡なしの見学の可否

内容	割合
事前連絡なしでも見学が可能	36.4%
事前連絡で事前に調整すれば見学が可能	62.1%
見学不可	1.50%

2. 虐待防止委員会

表 3. 虐待防止委員会設置状況

内容	割合
未設置(未定)	3.04%
未設置 (今年度設置予定)	4.56%
設置済(外部委員を含まない。)	33.3%
設置済(外部委員を含む。)	59.1%

3. 事業所の取り組み

表 4. 虐待防止に係る取組み状況 (複数回答可)

内容	割合
虐待防止マニュアルを作成し活用している。	77.3%
虐待防止チェックリストを作成し活用している。	56.1%
職員のストレスケアの取組みをしている。	51.5%

4. 研修の実施

表 5. 虐待防止に係る研修予定回数

内容	割合
0 回	1.55%
1回	39.1%
2回	37.5%
3回	9.38%
4 回	1.55%
5回	1.55%
6回	4.69%
10 回	1.55%
12 回以上	3.13%

Ⅱ. 実施状況

1. 実施時間

表 6. 訪問実施時間

時間	割合
10 分~15 分程度	1.51%
20 分~30 分程度	13.6%
30 分~40 分程度	16.7%
40 分~50 分程度	31.8%
50 分~60 分程度	27.3%
1時間以上	9.09%

2. 質問・助言

表 7. 質問内容・回答 (一部抜粋)

質問内容	助言
就労支援では時に厳しく指導的な声かけが 必要な場面があり、言葉かけなど気をつけて いるが虐待にあたるのか線引きが難しいと 感じる。 特に未就学児について、さん付けではなく愛 称で呼ぶことがある。	就労支援ではノルマの達成など、指導的な場面が多くあると思うが、口調や声のトーンが高圧的であることが当たり前にならないよう、業務の振り返りや虐待防止の観点から支援が高圧的になっていないかを支援者間で共有することが大切である。 児童と関係性を築いていく中で、愛称で呼ぶ場合が出てくるかもしれないが、愛称で呼ぶ
「お手伝い」をした子どもに対して「ご褒美シール」を渡している。他の子が掃除をしているような場面で、掃除の手伝いができない子に対してご褒美シールをあげないことは虐待にあたるか。	理由の明確化と、保護者に了承を得ることは必要かと思う。 事例として、「これをやらなければご飯を抜きます」といったような対応は虐待にあたってしまうが、今回は衣食住を妨げるものではなく、+ αで与えるものであるため虐待には当たらないと考えられる。しかし支援方法や声掛けについては十分注意していただきたい。
在宅ワークを行う利用に対して仕事の数を 設定することでプレッシャーを与えること になるのか(心理的に)。	仕事なのである程度は数を設定することは 悪いことはないのでは。「どれくらいできそ うか?」と本人に決めてもらっても良いので はないか。
落ち着かない子の対応として、別室対応は良いか?	施錠したり、無理矢理の対応はいけないが、 落ち着ける環境を提供することは良い。個人 での判断ではなく、事業所としての対応を取 り、拘束時間等、丁寧に記録し、振り返りを 行うようにする。個別支援計画にも記載する と良い。

質問内容	助言
興奮している児童や突発的な行動をとる児童に対して、危険を回避するために支援員が 大きな声を出すことがある。	まずは児童の安全を確保することが第一になるので、大きな声が出ることや、身体の動きを止めることがあるかと思う。身体拘束については、個別支援計画の作成や保護者への説明・同意が必要。予め児童の特性を理解し、職員間で共有することでリスク回避や身体拘束が必要な場面を減らしている事業所もある。
依存症の治療を行っている方で、本人が希望 して利用する場合ではない時に、本人が出て 行こうとされるのを見て止めなければ飲酒 などを繰り返してしまうと思われる時に、ど こまで制止をして良いものか迷う	依存症の治療ということで、制止しなければ 元に戻ってしまうことが明らかで、職員とし ては歯がゆい思いをされると思うが、本人が 拒否をしているのに力づくで止めよう。そし てしまえば身体拘束に該当してしまう。その ため、事前に本人ともクライシスプランのよ うなものを作成しておき、本人が耐えられな くなったときにどうして欲しいのか一緒に 考えておいてはどうか?また、事業所の職員 だけで抱え込まず、連携をしている病院の主 治医やワーカーとも一緒に支援をしていく 体制を整えることが大切である。
利用者さんにリアルタイムのその場で注意が必要な場面で、他の利用者が見ている前で注意をするのは虐待にあたるのか?出来る限り尊厳に配慮して気をつけているが、別室に移動して後で注意しても伝わらないことが多い。 支援の際、『これができたら〇〇できます』などの交換条件を提示してしまうことがあり、駆け引き的な支援が有効な場面もあるが、虐待に当たるのではないかと心配している。	利用者さんの特性などによりケースバイケースではあるが、やはり故意でなくても他の利用者の前で注意を行うことで本人のプライドを傷つけてしまうことは不適切な支援にあたる。できる範囲で尊厳に配慮されている虐待防止の意識の高さを支持する。 交換条件が当たり前になっていないか、その都度業務を振り返り、支援者間で共有することが大切である。
虐待防止委員会を開催したり、職員の虐待に 対する認識を高めるために研修を行ってい るが、職員全員が参加できるようにすること が難しい。	研修内容を撮影しておき、参加できなかった 職員には動画を視聴するなどして統一した 内容の研修を全職員が受けられるようにす る方法もある。
あまり良くない対応をしている職員への注 意の仕方について、どこまで伝えて良いか迷 う時がある。	職員への注意はしづらいところもあると思うが、そのような対応を放置しておくことで、「これでいいんだ」と思わせてしまう。そのため、小さな不適切対応のところからしっかりと伝えるようにして、気軽に伝え合える関係性や職場の雰囲気を作っていくことが大切だと思う。

来年度以降の虐待防止に係る事業所訪問について(案)

1. 実施年度と対象事業所

表 1. 対象事業所数 (R6.12.1 時点)

	日中活動系	地域活動支 援センター	訪問系	児童通所系	入所系	児童入所 療養介護
令和7年度~	105	4	49	89	74	3

令和7年度から令和9年度は毎年約90か所の事業所を訪問、令和10年度は入所系 (共同生活援助・施設入所支援)の事業所と過去3年で新規指定を受けた事業所を訪問 し、4年で市内のすべての事業所の訪問を実施。ただし、令和10年度の入所系の訪問 については、地域連携推進会議の構成員に市・基幹・委託が参加できなかった事業所及 び地域連携推進会議に代える措置として外部評価を実施しており、地域連携推進会議 を開催していない事業所のみ実施することとする。

訪問時期は7月~12月を想定。

表2. 実施年度と対象事業所(予定)

実施年度	対象事業所
令和 7 年度	○日中活動系(自立訓練・宿泊型自立訓練・就労継続支援 B 型・生活介護・就労定着支援・地域活動支援センター)
令和 8 年度	○日中活動系(就労移行支援・就労継続支援 A 型) ○訪問系(居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護) ○入所系(短期入所)※ ○障害児入所系・療養介護
令和 9 年度	○障害児通所系(児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等 訪問支援)
令和 10 年度	○入所系(共同生活援助・施設入所支援)○令和7年度から令和9年度の間で新規指定を受けた事業所

※入所系(短期入所)は短期入所のみ指定を受けている事業所であり、施設入所支援や 共同生活援助の指定も受けている事業所は除く

2. 実施方法

1事業所に対し委託相談支援事業所職員1名と市職員(虐待対応担当者)、基幹相談支援センター職員、虐待防止相談員のいずれか1名の計2名で実施。訪問前にチェックリストを実施し、虐待防止における体制や知識、職場環境について等確認。今までの訪問と同様、虐待防止に係る質問や悩みごと等相談を受けた場合は必要な助言を行う。

【案】虐待防止に係る事業所訪問 チェックリスト

		チェック項目	チェック欄	自由記入欄
ついて理解している。		虚体の 「短刑(点体)と理一体的(奴汝的・うが) カリン に		
□ どちらともいえない □ はい □ いいえ □ とちらともいえない □ はい □ は	1			
2 身体拘束の3要件(切迫性・一時性・非代替性)について理解している。 口どちらともいえない 3 虐待が発生、発見した場合の報告手順を決めている。 口はい 4 利用者の状態変化に応じて支援計画の見直しを行っている。 口はい 5 支援記録を見て、職員に指導や指示をすることがある。 口はい 6 定期的に施設・事業所内を見回っている。 口はい 7 支援に難しさを感じる利用者の支援方針を定めるための場を設けている。 口はい 1 口いいえ 2 どちらともいえない 2 と対ちらともいえない 3 はい 2 とあらともいえない 2 と対ちらともいえない 2 と対している。		りいて生産している。	□どちらともいえない	
2 解している。 □いいえ □とちらともいえない □はい □はい □にいえ □とちらともいえない □はい □いいえ □とちらともいえない 5 支援記録を見て、職員に指導や指示をすることがある。 □いいえ □はい □いいえ □とちらともいえない □はい □にいえ □とちらともいえない □はい □いいえ □とちらともいえない □はい な援に難しさを感じる利用者の支援方針を定めるための場を設けている。 □はい □いいえ □いいえ		自体物本の2萬件(切り件 は は は は は は なませ) について 理	□はい	
□ どちらともいえない □ はい □ いいえ □ どちらともいえない □ はい □ はい □ はい □ いいえ □ どちらともいえない □ はい □ いいえ □ どちらともいえない □ はい □ はい □ いいえ □ どちらともいえない □ はい □ いいえ □ どちらともいえない □ はい □ いいえ □ どちらともいえない □ はい □ は	2		□いいえ	
3 虐待が発生、発見した場合の報告手順を決めている。 □いいえ □どちらともいえない □はい □いいえ □じちらともいえない □はい □いいえ □じちらともいえない □はい □はい □はい □はい □はい □はい □にからともいえない □はい □はい □にからともいえない □はい □にからともいえない □はい □にからともいえない □はい □にからとがらともいえない □はい □にからとがらともいえない □にからとがらとがらとがらとがらとがらとがえない □にいた □にからとがらとがらとがらとがえない □にいた □にいた □にいた □にいた □にいた □にいた □にいた □にい		nt C C V S c	□どちらともいえない	
□ どちらともいえない □ はい □ は			□はい	
4 利用者の状態変化に応じて支援計画の見直しを行っている。 □はい □はい □はい □はい □はい □いいえ □どちらともいえない □はい □いいえ □どちらともいえない □はい □はい □はい □はい □はい □はい □はい □はい □はい □は	3	虐待が発生、発見した場合の報告手順を決めている。	□いいえ	
4 利用者の状態変化に応じて支援計画の見直しを行っている。 □いいえ □じちらともいえない □はい □いいえ □じちらともいえない □はい □いいえ □じちらともいえない □はい □はい □はい □はい □はい □はい □はい □はい □いいえ □じちらともいえない □はい □いいえ □じちらともいえない □はい □いいえ □じちらともいえない □にいえ □じちらともいえない □はい □いいえ □じちらともいえない □はい □いいえ			□どちらともいえない	
□どちらともいえない □はい □はい □はい □はい □はい □はい □はい □はい □はい □は			□はい	
5 支援記録を見て、職員に指導や指示をすることがある。 □はい □どちらともいえない 6 定期的に施設・事業所内を見回っている。 □はい □いいえ □どちらともいえない フ装に難しさを感じる利用者の支援方針を定めるための場を設けている。 □はい □いいえ □はい □いいえ □はい □しいいえ □はい □いいえ □はい	4	利用者の状態変化に応じて支援計画の見直しを行っている。	□いいえ	
5 支援記録を見て、職員に指導や指示をすることがある。 □いいえ □どちらともいえない 6 定期的に施設・事業所内を見回っている。 □いいえ □どちらともいえない 7 支援に難しさを感じる利用者の支援方針を定めるための場を設けている。 □はい □いいえ □にいえ □しいいえ □にいいえ □しいいえ □にいいえ			□どちらともいえない	
□どちらともいえない □はい □いいえ □どちらともいえない □はい □いいえ □どちらともいえない □はが □じじちらともいえない □はが □はが □はが □はが □はが □はが □はが □いいえ			□はい	
6 定期的に施設・事業所内を見回っている。 □いいえ □じちらともいえない □はい □はい □はい □ いいえ □じちらともいえない □はい □はい □ いいえ	5	支援記録を見て、職員に指導や指示をすることがある。	□いいえ	
6 定期的に施設・事業所内を見回っている。 □いいえ □どちらともいえない □はい □はい □いいえ □けいいる。			□どちらともいえない	
□ どちらともいえない 支援に難しさを感じる利用者の支援方針を定めるための場を □ はい □ いいえ			□はい	
7 支援に難しさを感じる利用者の支援方針を定めるための場を 設けている。 □いいえ	6	定期的に施設・事業所内を見回っている。	□いいえ	
支援に難しさを感じる利用者の支援方針を定めるための場を 設けている。			□どちらともいえない	
7 設けている。 □いいえ		ナゼー 耕し とも 間 ドス 利田 老の 土 授 大 処 も 空 は スチ は の 担 も	□はい	
	7		□いいえ	
□どちらともいえない		axii cura.	□どちらともいえない	
口はい			□はい	
8 虐待防止委員会を定期的に開催している。 □いいえ	8	虐待防止委員会を定期的に開催している。	□いいえ	
□どちらともいえない			□どちらともいえない	
口はい			□はい	
9 虐待防止についての研修を事業所内で行っている。 □いいえ	9	虐待防止についての研修を事業所内で行っている。	□いいえ	
□どちらともいえない			□どちらともいえない	
口はい			□はい	
10 職員のストレスケアについて取り組みをしている。 □いいえ	10	職員のストレスケアについて取り組みをしている。	□いいえ	
□どちらともいえない			□どちらともいえない	
田 - たときなどに相談しめまい理接づくりに取り知しるい		田・センキャビに担談しめまい理告べてはに取りない。	口はい	
Ti 困ったときなどに相談しやすい環境づくりに取り組んでい	11		□いいえ	
□どちらともいえない		~ ·	□どちらともいえない	
□ はい			□はい	
12 職員同士のコミュニケーションはうまくとれている。 □いいえ	12	職員同士のコミュニケーションはうまくとれている。	□いいえ	
□どちらともいえない			□どちらともいえない	

令和6年度 豊橋市強度行動障害支援体制整備に向けた事業所見学会 報告書

【開催日】

令和6年12月5日(木) 10 時~14 時 30 分

【見学会内容】

各事業所の施設職員より、強度行動障害の方を受け入れるための施設内設備や環境設定の工夫を知る。

【出席者※今年度は生活介護事業所に絞って参加者を募集】 13名(8事業所)

【見学場所】

1	社会福祉法人豊橋市福祉事業会 豊橋にしぐち学園
2	社会福祉法人来夢 つばさ工房
3	社会福祉法人来夢 よつば工房
4	株式会社 ALOHA りべる
5	NPO 法人ゆう ゆうサポートセンターどーや (豊川市の生活介護事業所)

参加希望者には、事前に第1見学希望場所を出してもらい、第 1 見学希望場所を見ることができるように、AM①→PM②・③、AM②・③→PM①、AM⑤→PM④を見学する 3 コースに分かれ、各コース事務局含め5名程度で見学会を実施した。

【見学の様子】





【見学後の感想等アンケート結果(抜粋)】

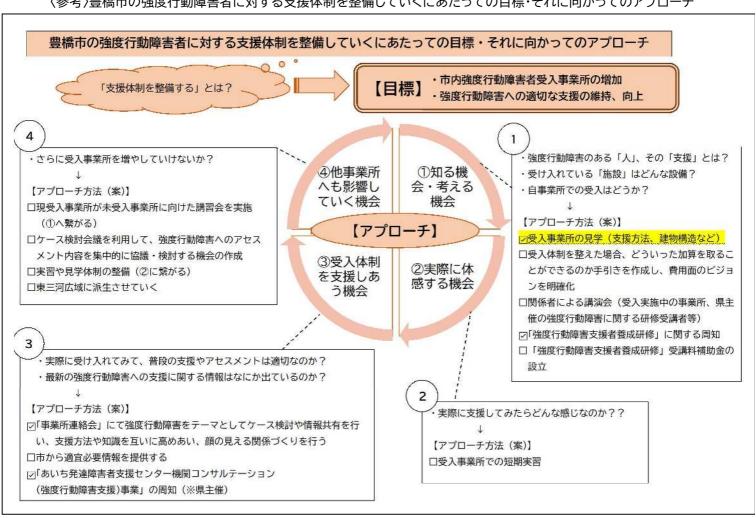
- ・強度行動障害にフォーカスした見学会という試みは新しいと感じた。是非、今後も継続して頂きたい。
- ・同じ生活介護でも事業所によって、<u>やり方や過ごし方の違いを知ることができ</u>、普段の業務だけでは見ること、知ること、感じることができない貴重な経験ができたことに大変満足した。
- ・施設の装備なども似たような問題を抱えていて、それに対して工夫されている面が勉強になった。
- ・施設の見学ができる貴重な機会だったのはもちろんのこと、<u>他事業所の方と長時間一緒に行動することで、</u> 支援や事業所に関する様々な話をすることができた。
- ・来年度も継続して見学会を開催できるとよいと感じた。生活介護の事業所に限ったことではないが、事業

所職員が他の事業所を見るという機会はほぼほぼなく、見学をすることで刺激を得たり、新しい気付きを得たりできるとよいと思う。<u>見学を行い、見学者で気づきや受け入れるためのハード面、ソフト面のグループワークをしてもよいかも</u>。強度行動障害者のケース検討(処遇検討?)をしていくことで各事業所のスキルアップも図れたらよいかも。

【来年度以降の取組みについて(案)】

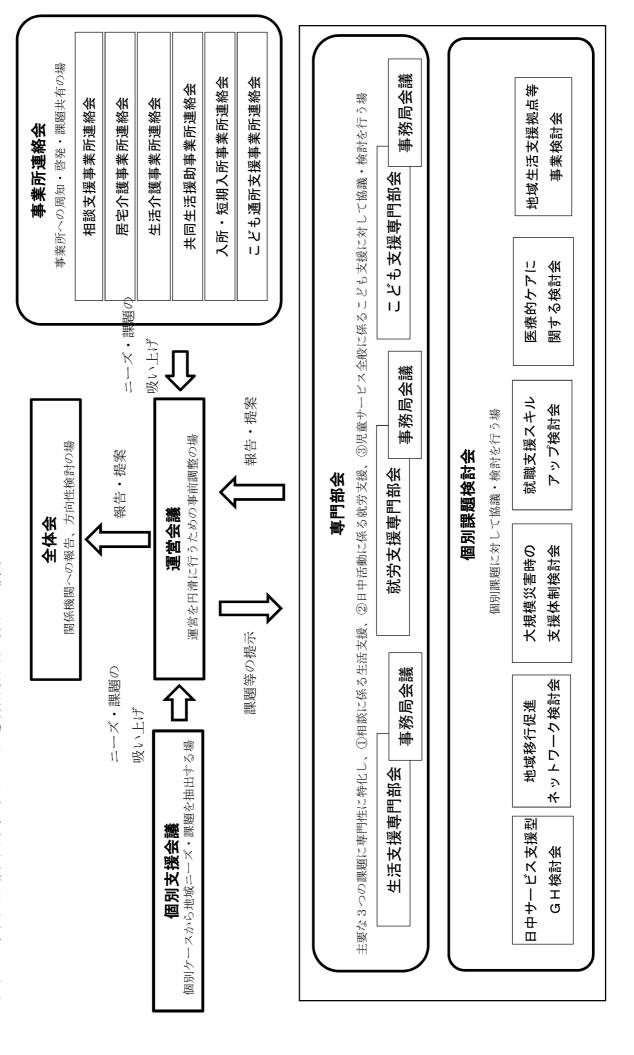
- ・引続き見学会を開催し、こういった取組みがあることを市内事業所へ周知していく
- ・強度行動障害者支援に関する講演や事例検討会のような事業所が集まり、横のつながりを作っていけるような機会の策定 等
- …引続き行っていく取組み、横のつながりが深まるような機会の検討等アンケートでいただいた意見を参考 に、自立支援協議会の中で検討を続けていく必要がある。

〈参考〉豊橋市の強度行動障害者に対する支援体制を整備していくにあたっての目標・それに向かってのアプローチ



資料 10-1

令和7年度 豊橋市障害者自立支援協議会組織図(案)



(揪)
$\vec{-}$
1
$\sqrt{}$
77
年間ス
者自立支援協議会
游
ΗX
村
7Ш 4Ш
加州
草间
豊橋市障害
極
丰
7年度
令和7年

3月	〇全体会 2回(6月、2月) ※中間報告(10月)		18(xk) ○個別支援会議 12回	〇生活支援専門部会	3回 ※事務局会議は随時開催	〇就労支援専門部会	3回 ※事務局会議は随時開催	〇こども支援専門部会	3回 ※事務局会議は随時開催	○日中サービス支援型GH検討会	ΘV	〇地域移行促進ネットワーク検討会	<u> </u>	〇地域生活支援拠点等事業検討会	<u> </u>	○大相構巛実時の支援体制格計会	(大売) (大売) (大売) (大売) (大売) (大売) (大売) (大売)	〇就職支援スキルアップ検討会	回⊗	○医療的ケアに関する検討会	2回 ※コーディネーター会は随時	□ ○相談支援事業所連絡会 2回	☐ ○居宅介護事業所連絡会 ☐ 2回	□ ○生活介護事業所連絡会 □ 2回	□ ○共同生活援助事業所連絡会 □ 2回			〇児童通所支援職員向け講座 回	○専門職講座
2月	全体会	(X)	(JK)																			相談支援	居宅介護	生活介護	共同生活援助	人所·短期入所	こども通所支援		
イン・く宣十			21(水)	【生活支援】	專門部会	就労支援	專門部会	こども支援	專門部会	日中サービス	支援型GH		•••••			·	大規模災害時 の支援体制				医療的ケア	事業所訪問 (市+基幹)		`'		<u> </u>			
2		17(3K)	(X£)L1																			恤)							
人1及1加時 月			I 9(₂ K)					••••••					ネットワーク		地域生活文绩														OT/ST/CP)
日間 1 1 1 1 1 1 1 1 1	中間報告	I 5(北)	15(JK)																<i>የ\</i> ሆምップ 		•••••								專門職講座 (PT/OT/ST/CP) :
를 취 하 lb			I 7(3K)	生活支援	專門部会	就労支援	專門部会	こども支援	專門部会				•••••						就職支援スキルアップ 										
日		20(JK)	20(J K)													`	大規模災害時 の支援体制				医療的ケア					[]	TIE TIE		
メナイが × 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			(¾)9 I							日中サービス	支援型GH								ŀ			相談支援	居宅介護	生活介護	共同生活援助	人所・短期入所	こども通所支援		
6月	全体会	(3K)	(34)11				1			Ammer		***************************************							i.		•••••	事業所訪問 (委託+基幹)							
5月			21(北)	生活支援	專門部会	就労支援	專門部会	こども支援	專門部会			***************************************				`	大規模災害時の支援体制					indi, "u.),						児童通所支援	職員向け講座
4月		(XF)91	(¥)91		_			•••••				±					_												
種別	全体会	運営会議	個別支援 会議	₩	:		部へ		÷		T F #V	%	7个记录	光	被 高数 (福	会 災害 入規模		X 搬 跳光	쩎	ケト	程 羰	阳光	个 讖 生活	重 8	化	ı	+ لڈ ل	Ç

(株)恵が運営する障害者グループホーム等について

■行政処分

令和6年6月26日 指定の一部効力停止(新規利用者の受入停止)

■豊橋市の対応

日時	内容
令和6年7月	事業所における状況把握
令和6年7月25日	市内事業所向け説明会の開催
令和6年9月	事業所における状況把握
令和6年10月4日・7日	利用者の意思決定支援に関する研修
令和6年10月31日	利用者の状況調査
令和6年12月12日	状況調査結果報告会の開催

(株)恵が運営する障害者グループホーム等利用者に 係る状況把握調査の結果について

■目的:利用者の意向や状況等を把握する

■対象: (株) 恵が運営するグループホーム、生活介護、短期入所利用者

■時期: 令和6年10月31日まで

■内容:転居希望、困っていること等の確認

※利用者への状況確認の前に、「意思決定支援に関する研修」を受講

2

【調査結果: 転居希望の有無】

- ■回答:36名中26名
- ■転居希望の有無

<u>転居したい:3名</u> 転居したくない:13名 わからない:5名

※転居したい方のうち、1名はすでに転居済、2名が調整中

- ■転居したい理由
 - •不正のあるGHは不安
 - ・恵に対する不信感(説明が不十分、必要性を感じないサービスの強い勧め等)
 - ・虐待の現場をみた本人が不穏になった
 - ・他の利用者が常にストレスである

■転居したくない理由(一部抜粋)

- ■十分な支援があり満足している
- 職員が話を聞いてくれる、関係が良好で生活しやすい
- ・今の生活に慣れていて、環境を変えたくない
- ■受け入れてくれるGHを探すのが難しい
- ■わからない理由(一部抜粋)
 - •GHは変わってもいいが、日中活動先は変えたくない
 - ■本人の意思表出が困難、推測も難しい

2

■困っていること(利用者)(一部抜粋)

- ■希望にあるGHがなく、転居するためには何かをあきらめなければならない。
- ●今後の成り行きが心配、経営者が決まらないと出ていかなければならないのか。
- 先のことが決まらないことが不安

■困っていること(相談員)(一部抜粋)

- •強度行動障害があり、新たな入所先を見つけられるか不安
- ・見学や体験利用を丁寧に行う必要があり、労力がかかる
- •変わるとしても、本人の話を聞いてくれる職員が必要
- ■母体がどこになるか不安
- ■職員体制は継続してほしい
- ■困難ケースであったが受け入れてもらえた。閉鎖すると行き場がない
- 職員へのフォローやケアが必要
- •GHの支援全てが不安

■意思決定支援の方法

意思決定支援の方法	人数
会話等でしっかりとコミュニケーションが図れるため、本人に情報提供や体験をしてもらうことで本人の意思を確認していく	5
絵カード等の工夫をすることによりコミュニケーションが可能、もしくは会話によるコミュニケーションは可能であるが判断能力に不安があるため、意 思決定支援を行うためにしっかりと配慮しながら進めていく必要がある	10
コミュニケーションを図ることが著しく困難であり、支援者による意思決定支援会議の開催により本人の意思を確認していくことが必要だと考えている	5

【事業所職員の状況】

- ■本社からは利用者・家族・関係者向けの通知
 - ・ビオネストグループへの一括承継に係る基本合意書の締結
 - 利用者の契約、各施設の従業員はそのまま引き継がれること
 - •利用料等の条件に変更はない
- ■職員の声
 - 承継先が決まり安堵はしたが、契約を結んだわけではないため、不安はある
 - ・今残っている職員はほとんどが継続希望
 - 職員はギリギリの状態ではあるが、他の事業所やアドバイザーが応援にきている

【課題に対する対応】

- ■転居先が決まっていない
 - ➡担当相談員へ随時状況を確認
- ■情報がおりてこない
 - ➡国や本社からの情報提供があった際は随時情報共有
- ■ホームの支援改善
 - ➡(株)恵が運営する事業所における地域推進会議に市・基幹が積極的に参加
 - ➡虐待防止事業所訪問は今後も継続
- ■職員のケア
 - ➡職員の意向や事業所の運営状況等の確認を継続

5



Press Release

令和7年1月23日(木)

【照会先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課地域生活・発達障害者支援室 室 長 羽野

室長補佐 今井(内線3045)

(代表電話) 03 (5253) 1111

(直通電話) 03 (3595) 2500

報道関係者 各位

株式会社恵と株式会社ビオネストとの事業承継契約の締結等について

このたび、障害者グループホーム等を運営する株式会社恵及び株式会社ビオネストより、事業承継契約の締結等について報告がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 事業承継契約の締結について

株式会社恵の運営する障害者グループホーム等の事業承継について、株式会社ビオネスト(グループ会社を含む)と令和7年1月20日に正式に契約を締結し、株式会社ビオネストのグループ会社である株式会社INNOVEL HEALTHCARE(イノベル ヘルスケア)等が承継先として、令和7年3月1日付けの指定取得を目指して自治体に対し申請等の手続きを進める旨、両社より報告がありました。

- ※ 株式会社恵が現在運営するグループホーム 98 事業所のうち 93 事業所が対象。なお、その他の 5 事業所については、廃止済み又は廃止予定であるが、同社より利用者に説明の上、自治体や相談支援専門員と協力し、転居等により住まいを確保済み又は確保される予定である。また、グループホーム以外の株式会社恵が運営する障害福祉サービス事業等も承継予定。
- ※ 基本合意のとおり、利用者の利用条件は実質的に同等以上を維持し、従業員も実質的に同 等以上の雇用条件にて雇用が維持される。

2. 株式会社ビオネストのアドバイザーについて

厚生労働省としては、今回の一括承継について、利用者の適切かつ継続的な障害福祉サービスの確保のため、継続的な対応が求められることから、引き続き福祉の専門家の意見を求めるべき旨、株式会社ビオネストに対し要請を行ったところです。このため、厚生労働省より株式会社ビオネストに対し、株式会社恵より引き続き、以下の3名をアドバイザーとして推薦していたところ、株式会社ビオネストとして、当該3名を今後アドバイザーとして迎え、一括承継後を含め対応を行っていく旨報告がありました。

- ・小澤 温(筑波大学人間系教授(障害福祉サービス等報酬改定検討チームアドバイザー))
- · 冨岡 貴生(日本相談支援専門員協会代表理事)
- · 吉田 展章(日本相談支援専門員協会事務局長)
- ※なお、アドバイザーからの希望により取材はお控えいただきますようお願いいたします。